

〔緑化重点地区について〕

1. 緑化重点地区指定の目的

緑化重点地区とは、都市緑地法において「緑の基本計画」の中で位置づけることとされる地区であり、緑化重点地区は、緑の基本計画で定める目標を実現するために、特定の地区を指定して、都市緑化を積極的かつ重点的に推進する地区のことです。

地区指定にあたっては、まちづくりの顔となる地区や開発等により緑地が少ない箇所等で緑化を推進すべき地区や優良な緑地を保全する地区等を対象とします。

また、公共施設による緑化と合わせて住民による民有地の緑化など、行政・市民・企業等が連携した緑化推進を図ろうとするものです。

2. 緑化重点地区指定候補地の考え方

以下のような考え方のもと、緑化重点地区を指定します。

- ・特に緑が少ない等、緑化の推進が必要な地区
- ・都市の風致の維持が特に重要な地区
- ・市民による緑化活動が積極的に展開されている地区
- ・関連計画において、重点区域等に指定され、計画の推進が図られている地区 等

〔参考：関連計画における重点区域〕



3. 徳島市における緑化重点地区の候補地

①ひょうたん島周辺

- ・中心市街地活性化基本計画と景観計画において、重点的に計画推進を行う区域として指定されている
- ・NPO 法人新町川を守る会を中心に市民が主体の活動が展開されている
- ・徳島市の顔として、緑化をさらに推進し、良好な街並み形成を行っていく必要がある

②眉山山頂周辺

- ・都市の風致の維持が特に重要な地区
- ・徳島市の魅力を表す資源の一つとして、今後さらなる整備を進めていく必要がある

[緑化重点地区の指定候補地(案)]

